

社会福祉法人真澄会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人真澄会(以下「法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬及び賞与、その他職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等(宿泊費を含む)の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第3条 役員等の報酬等は、勤務実態に応じて支給することとし、役員等がその地位にあることをもっては支給しない。

- 2 理事長及び業務執行理事の報酬等の額は、別表1に定めるとおりとする。
- 3 理事長及び業務執行理事には、会議報酬を支払わないものとする。
- 4 退職慰労金は、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後、2ヶ月以内に支給する。

(費用弁償)

第4条 理事、監事及び評議員の費用弁償は、別表1に定めるとおりとする。

(兼務理事)

第5条 法人の職員を兼務する理事は、この規程を適用しない。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(規程の変更)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年6月21日より施行する。

2. 平成14年8月9日制定の社会福祉法人真澄会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程は、この規程の実施をもって廃止する。

3. 平成30年6月19日第2条(2)(3)及び第3条3項、4項を追加、第4条1項を一部改正、2項を削除、別表1を改正し同日より施行する。

別表1

1 理事長、業務執行理事の報酬及び賞与

報酬	理事長	月額 450,000円
	業務執行理事	月額 400,000円
賞与	理事長	7月の賞与 報酬月額 × 1か月
	業務執行理事	12月の賞与 報酬月額 × 1か月

2 会議報酬

理事会、評議委員会等への出席	1回につき5,158円
----------------	-------------

3 退職慰労金

理事長	最終報酬月額 × 在任年数 × 係数
業務執行理事	最終報酬月額 × 在任年数 × 係数
理事、監事	会議報酬 × 在任年数
評議員	会議報酬 × 在任年数 × 0.5

※ 在任年数は、1ケ年を単位として1ケ年未満は1ケ年に切り上げる。

4 役員等の費用弁償

鉄道・船賃 航空賃	車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
現に支払った 旅客運賃表による	37円	2,200円	13,000円	2,200円